

残高証明書作成依頼書

野村証券株式会社

以下のとおり、被相続人の残高証明書の作成を依頼します。

1. 被相続人(亡くなられた方)について、以下をご記入ください。

		ご記入日		年	月	日
被相続人の おなまえ	フリガナ					
被相続人の 生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	死亡年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和					
被相続人の取引店名			取引店コード	口座番号		
	部					
	支店					

- 死亡年月日基準で残高証明書を作成いたします。

2. 相続人について、以下①②のいずれかにご記入ください。

① 当社に口座をお持ちの方 ※必ず、取引店名(または取引店コード)、および口座番号をご記入ください。

いずれかにご記入ください

相続人の おなまえ	フリガナ					
相続人の取引店名			取引店コード	口座番号		
	部					
	支店					

- 当社にお届出いただいているご住所へ郵送いたします。

② 当社に口座をお持ちでない方 ※本人確認書類に記載されている通りにおところ・おなまえをご記入ください。

相続人の おところ	〒 -					
相続人の おなまえ	フリガナ		相続人の 電話番号	- -		

- 相続人のおところ欄にご記入いただいたご住所へ郵送いたします。

社用欄

(NBS 依頼時)
 「残高証明書作成依頼票」送信済
 (営業店作成時)
 「残高証明書システム」作成送信済
 ※同名義口座分も書類を受け入れること
 (投資一任口座・ジュニアNISA 口座除く)

受入日	受付者	総務管理者	残証システム 作成送信
-----	-----	-------	----------------

ご提出書類について

＜郵送でお手続きいただく際の注意点＞

本手続きには、事前に被相続人(亡くなられた方)のお取引店へ相続が発生した旨のご連絡をいただく必要があります。ご連絡がお済みでない場合は、お取引店へご連絡ください。

1 お手続きに必要な書類

No	書類	取得場所																				
1	残高証明書作成依頼書	弊社																				
2	A 「法定相続情報一覧図の写し」(原本) ・ 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」をご提出ください。 なお、「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、法務省ホームページをご参照ください。	登記所(法務局)																				
	B 以下の①、②両方の書類をご提出ください。 なお、いずれも死亡日以降に取得した書類をご提出ください。 ① 被相続人(亡くなられた方)の死亡が確認できる書類(原本) ・ 戸籍謄本等 ^{※1} ・住民票除票の写し・死亡診断書のいずれか一つ ^{※2} ^{※1} 戸籍謄本/ 戸籍全部事項証明書/ 除籍謄本 ^{※2} 死亡診断書はコピー可、 戸籍謄本等・住民票除票の写しは原本をご提出ください。 ② 被相続人(亡くなられた方)と相続人の関係性が確認できる戸籍謄本等(原本) 亡くなられた方との関係性により、以下のいずれかの戸籍謄本等をご提出ください ^{※3} 。 <table border="1" data-bbox="331 952 1262 1653"> <thead> <tr> <th>受け取られる方</th> <th>ご用意いただく戸籍謄本等</th> <th>ご留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>亡くなられた方と相続人の関係性(夫婦)が確認できる戸籍謄本等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子・養子</td> <td>亡くなられた方と相続人の関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">孫</td> <td>(1) 亡くなられた方の子(相続人の親)の死亡が確認できる戸籍謄本等</td> <td rowspan="2">上記(1)で関係性が確認できる場合は不要です。</td> </tr> <tr> <td>(2) 亡くなられた方の子(相続人の親)と相続人との関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等</td> </tr> <tr> <td>親</td> <td>亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等</td> <td>左記の戸籍謄本を用意していただければ、①の書類は不要です。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">兄弟・姉妹</td> <td>(1) 亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等</td> <td rowspan="3">上記(1)または(2)で関係性が確認できる場合は不要です。</td> </tr> <tr> <td>(2) 亡くなられた方の親、祖父母の死亡が確認できる戸籍謄本等</td> </tr> <tr> <td>(3) 亡くなられた方と相続人との関係性(兄弟・姉妹)が確認できる戸籍謄本等</td> </tr> </tbody> </table> ^{※3} ①の書類で亡くなられた方と相続人の関係性が確認できる場合は、②の書類は不要です。	受け取られる方	ご用意いただく戸籍謄本等	ご留意事項	配偶者	亡くなられた方と相続人の関係性(夫婦)が確認できる戸籍謄本等		子・養子	亡くなられた方と相続人の関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等		孫	(1) 亡くなられた方の子(相続人の親)の死亡が確認できる戸籍謄本等	上記(1)で関係性が確認できる場合は不要です。	(2) 亡くなられた方の子(相続人の親)と相続人との関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等	親	亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等	左記の戸籍謄本を用意していただければ、①の書類は不要です。	兄弟・姉妹	(1) 亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等	上記(1)または(2)で関係性が確認できる場合は不要です。	(2) 亡くなられた方の親、祖父母の死亡が確認できる戸籍謄本等	(3) 亡くなられた方と相続人との関係性(兄弟・姉妹)が確認できる戸籍謄本等
受け取られる方	ご用意いただく戸籍謄本等	ご留意事項																				
配偶者	亡くなられた方と相続人の関係性(夫婦)が確認できる戸籍謄本等																					
子・養子	亡くなられた方と相続人の関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等																					
孫	(1) 亡くなられた方の子(相続人の親)の死亡が確認できる戸籍謄本等	上記(1)で関係性が確認できる場合は不要です。																				
	(2) 亡くなられた方の子(相続人の親)と相続人との関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等																					
親	亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等	左記の戸籍謄本を用意していただければ、①の書類は不要です。																				
兄弟・姉妹	(1) 亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等	上記(1)または(2)で関係性が確認できる場合は不要です。																				
	(2) 亡くなられた方の親、祖父母の死亡が確認できる戸籍謄本等																					
	(3) 亡くなられた方と相続人との関係性(兄弟・姉妹)が確認できる戸籍謄本等																					
3	相続人の「本人確認書類」(以下のいずれか一つ) ・ 運転免許証、健康保険証、住民票の写し(6か月以内に発行されたもの)、印鑑証明書(6か月以内に発行されたもの)等の原本又はコピー ※ 相続人が弊社にお口座をお持ちの場合は不要です。ただし、「残高証明書作成依頼書」にご記入いただいた、おなまえ・おところ等が弊社にお届出いただいている内容と異なる場合には、別途お手続きが必要となりますので、お取引店までお問い合わせください。	—																				

2 その他ご留意点

- ・ 外国債券を保有している等、お預りの状況によっては、お届けまでに最大で3週間程度のお時間をいただく場合がございます。
- ・ ご提出いただいた戸籍謄本等の原本のご返却をご希望の場合は、お取引店までお申し出ください。なお、ご返却までに日数を要する場合がございます。
- ・ 追加書類のご提出をお願いする場合がございます。